

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

【例1】解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

【例2】解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

<設例>

倉田慎吾さんと妻の美香さんは、ともに民間企業に勤務する共働き夫婦であり、美香さんは現在、育児休業中である。慎吾さんと美香さんは、長男が誕生したのを機に、今後のライフプランやライフイベントについて、FPで税理士でもある橋口さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2018年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
倉田 慎吾	本人	1982年6月14日	36歳	会社員
美香	妻	1985年4月20日	33歳	会社員
恭介	長男	2018年6月 2日	0歳	

[倉田家の状況]

- ・ 慎吾さんは、大学卒業後、会社員となり、今日に至る。
- ・ 美香さんは、大学卒業後、会社員となり、今日に至る。育児休業終了後は、長男を保育園に預けて勤務先で働き続ける予定である。
- ・ 慎吾さんの両親は、遠方に住んでいるが、現在は健康で問題なく暮らしている。
- ・ 美香さんの両親は、同じ市内に住んでいるが、現在は健康で問題なく暮らしている。

[倉田家の年収（2017年分）]

- ・ 慎吾さん：給与収入 550万円（税込み）
- ・ 美香さん：給与収入 380万円（税込み）

[自宅の状況]

- ・ 現在は賃貸マンション（借上げ社宅）に居住している。
- ・ 長男の誕生を機に住宅の購入を検討している。

[生命保険の加入状況]

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
解約返戻金抑制型医療保険	慎吾さん	慎吾さん	—
定期保険特約付終身保険	慎吾さん	慎吾さん	美香さん

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計1,100万円（時価）

名義	金融商品	残高
慎吾さん	普通預金	150万円
	外貨定期預金	200万円
	国内公募追加型株式投資信託	350万円
美香さん	普通預金	100万円
	定期預金	300万円

問 1

慎吾さんは、新築マンションの購入を検討しており、FPの橋口さんに相談をした。下記<条件>に基づく購入可能な物件価格（消費税込み）の上限として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じる場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。

<条件>

- ・ 用意した自己資金400万円と慎吾さんの父から贈与される100万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンは慎吾さんが単独で借り入れるものとし、借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が2017年分の慎吾さんの年収（税込み）の20%以内となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、以下のとおりとする。
金利年1.20%（全期間固定金利）
返済期間30年（返済回数360回）
元利均等返済
毎月返済のみ（ボーナス返済なし）
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,309円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用（消費税込み）は物件価格の5%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 3,010万円
2. 3,110万円
3. 3,170万円
4. 3,270万円

問2

美香さんは、保有する円建て定期預金300万円が満期を迎えることから、その一部を下記の米ドル建て外貨定期預金に預け入れることを検討している。この米ドル建て外貨定期預金を満期時に円転して受け取る場合、当初に10,000米ドルを購入した際の円ベースの元本を確保するための損益分岐点となる為替レート（TTM）として、正しいものはどれか。

＜米ドル建て外貨定期預金の明細＞

預入期間：6ヵ月

金利（年率・税引前）：1.05%

預入時の為替レート（TTM）：1米ドル＝106.00円

為替手数料：片道1円

※為替差損益に対する税金は考慮しない。

※利息の計算に際しては、日割りではなく月割りで計算すること。

※利息に対する税金は、米ドル建て利息の20%相当額が源泉徴収されるものとし、復興特別所得税については考慮しないものとする。

※米ドル建ての利息金額の計算については小数点以下第3位を四捨五入し、満期時の損益分岐点の為替レートについては小数点以下第3位を切り上げるものとする。

1. 107.56円
2. 107.45円
3. 107.11円
4. 106.89円

問3

慎吾さんの父の昭文さんは、国内公募追加型株式投資信託（年1回決算）を下表のとおり購入して保有した後、換金した。この投資信託の2018年8月17日の換金における譲渡所得等の金額を計算しなさい。なお、手数料等の記載のない条件については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

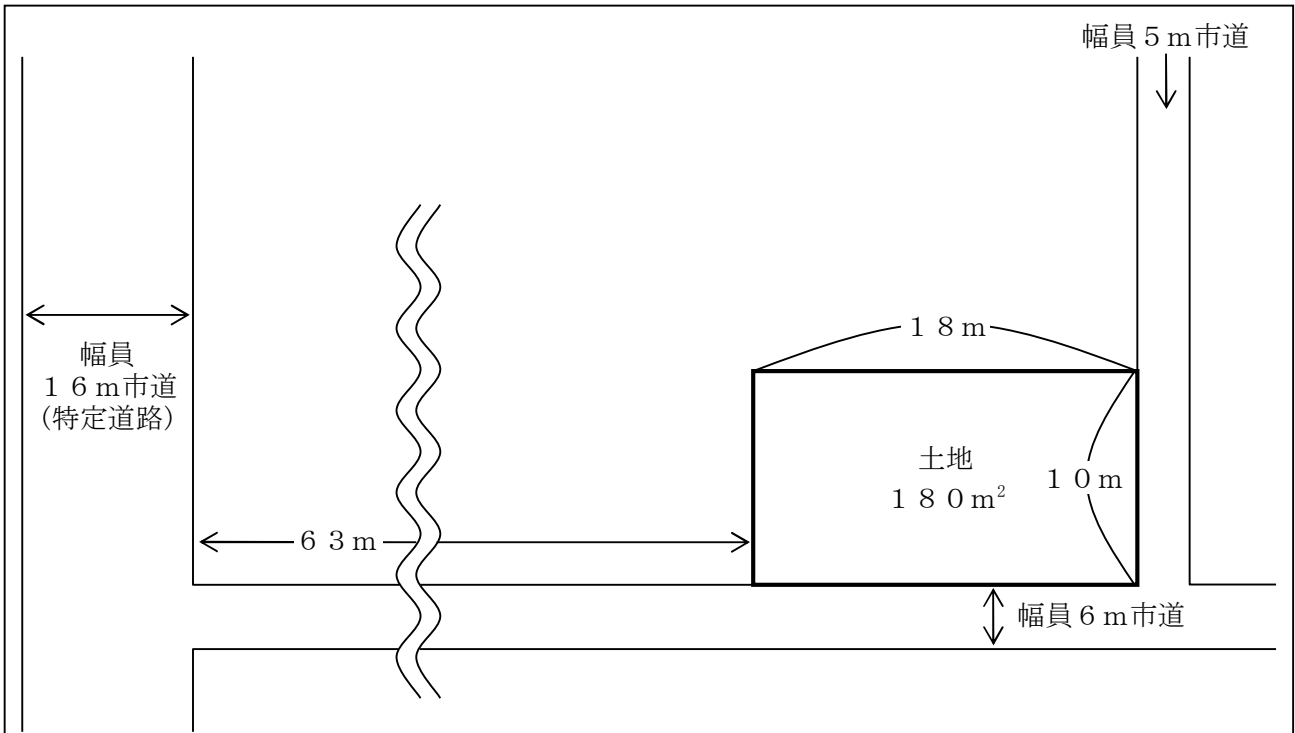
年月日	取引等の内容	1万口当たりの 基準価額	備考
2017年4月11日	100万口購入	11,450円	昭文さんの個別元本
2018年1月15日	決算	12,700円	収益分配金落ち前の基準価額
		10,700円	収益分配金落ち後の基準価額
2018年8月17日	100万口換金	11,800円	換金時の基準価額

※2018年1月15日付で、1万口当たり2,000円の収益分配金の支払いが確定している。

問4

美香さんの両親と美香さんの兄は、実家（戸建て）を2世帯住宅に建て替えることを検討している。建築基準法の規制に従い、この土地（下記<資料>参照）に建物を建築する場合の延べ面積の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従い、端数が生じる場合には小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで記入すること。

<資料>



[用途地域等]

- ・ 第一種住居地域
- ・ 指定建蔽率 8 / 10
- ・ 指定容積率 30 / 10

※指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画で定められた建蔽率または容積率をいう。
 ※容積率の算定に当たり道路幅員に乗じる数値について特定行政庁が指定する区域には該当しない。
 ※幅員16m市道は、建築基準法第52条第9項の「特定道路」に該当する。

[特定道路までの延長距離に応じて求められる数値を当該前面道路の幅員に加算する場合の計算式]

- ・ 前面道路幅員に加える値：W a
- ・ 前面道路の幅員：W r
- ・ 特定道路までの距離：L
- ・ $W a = (12 - W r) \times (70 - L) / 70$

問5

慎吾さんは、現在自分が加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容を確認することにした。次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しており、慎吾さんは＜資料＞の保険から保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、免責事項に該当する事由はなく、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

- ・ 慎吾さんが2018年7月に初めてガン（胃ガン・悪性新生物）と診断され、15日間継続して入院し、その間に約款所定の手術を受けた場合、支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 慎吾さんが2018年7月に糖尿病で10日間入院した場合（手術は受けていない）、支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 慎吾さんが2018年7月に交通事故により6日間入院し（手術は受けていない）、その後死亡した場合、支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

＜資料1／保険証券＞

保険証券記号番号 ○○○-△△△△ 保険種類：解約返戻金抑制型医療保険（終身型）＜無配当＞		契約日：2012年8月1日 払込保険料合計：×,×××円 払方：月払い、口座振替 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：終身
（ご契約者） 倉田 慎吾 様 （被保険者） 倉田 慎吾 様 （保険金・給付金受取人） 倉田 慎吾 様 （年齢・性別） 30歳・男性		
ご契約明細	保険金・給付金名称	主なお支払事由など
解約返戻金抑制型医療保険（終身型）	疾病入院給付金	疾病により1日以上入院したとき ・ 入院5日目まで 一律5万円 ・ 入院6日目以降 入院1日につき1万円 ※支払限度：1回の入院で60日、通算1,095日
	手術給付金	疾病または不慮の事故により所定の手術をうけたとき ・ 入院中の手術 10万円 ・ 外来での手術 5万円 ※支払限度：なし
7大生活習慣病特約	生活習慣病入院給付金	7大生活習慣病（ガン（悪性新生物）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患）により1日以上入院したとき ・ 入院5日目まで 一律2.5万円 ・ 入院6日目以降 入院1日につき5,000円 ※支払限度：1回の入院で60日、通算1,095日
	生活習慣病手術給付金	7大生活習慣病（ガン（悪性新生物）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患）により所定の手術をうけたとき ・ 入院中の手術 5万円 ・ 外来での手術 2.5万円 ※支払限度：なし
3大疾病入院一時金特約	3大疾病入院一時金	ガン（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中のいずれかの疾病を直接の原因とし、その治療を目的として入院を開始したとき ・ 3大疾病入院一時金 200万円
先進医療特約	先進医療給付金	所定の先進医療による療養をうけたとき ・ 先進医療の技術料と同額（通算2,000万円限度）

<資料2 / 保険証券>

保険種類 定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 □□□-△△△△	
保険契約者	倉田 慎吾 様	ご印鑑 	契約日：2015年8月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	倉田 慎吾 様 契約年齢 33歳 男性 1982年6月14日生		
死亡保険金受取人	倉田 美香 様 (妻)	受取割合 100%	
■ ご契約内容			
主契約の内容	保険期間	保険金額	
終身保険	終身	保険金額	100万円
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額	
定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額	1,000万円 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
3大疾病保障定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額	100万円 ◇所定の3大疾病(ガン(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中)になったとき、3大疾病保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
疾病障害保障定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額	100万円 ◇病気による所定の身体障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
介護保障定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額	100万円 ◇公的介護保険に定める要介護2以上と認定されたとき、または所定の要介護状態に該当しその状態が180日以上継続したとき、特約介護保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
傷害特約 (本人・妻型)	10年 (更新型)	保険金額	100万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、障害給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の災害死亡保険金・傷害給付金になります。
成人病入院医療特約	10年 (更新型)	日額	5,000円 ◇所定の成人病(ガン、糖尿病等)で5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目から成人病入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の成人病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。
災害入院特約 (本人・妻型)	10年 (更新型)	日額	5,000円 ◇不慮の事故により5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
入院医療特約 (本人・妻型)	10年 (更新型)	日額	5,000円 ◇病気で5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
ガン入院特約 (本人・妻型)	10年 (更新型)	日額	5,000円 ◇ガン(悪性新生物)で5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目からガン入院給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。	
裏書事項		裏書承認印	裏書年月日
保険証券記号番号 ○○○-△△△△ 災害入院特約(10年)解約		承認 ○○生命	2017年8月1日

問6

慎吾さんは、将来マンションを購入した後、地震保険を契約することを考えており、FPの橋口さんに相談をした。地震保険に関する橋口さんの次の説明の（ア）～（エ）のうち、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「火山の噴火に伴う噴石で自宅建物が全壊した場合、地震保険から保険金は支払われません。」
- （イ）「地域により地震の発生確率が異なるため、地震保険は、損害保険会社が負う地震保険責任の一部を、各都道府県が再保険により引き受けることで成り立っています。」
- （ウ）「地震保険の保険金が支払われる場合、損害の程度が小半損と判定されたとき、支払われる保険金の額は、地震保険金額の30%です。」
- （エ）「地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%の範囲内で設定することとなり、その限度額は、居住用建物は1億円、家財は3,000万円です。」

問7

倉田家の2018年分の収入等が下記＜資料＞のとおりである場合、＜資料＞に基づき計算される慎吾さんの2018年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、復興特別所得税および記載のない事項については考慮しないものとする。

＜資料＞

[倉田家の2018年分の所得税の課税対象となる収入の状況]

- ・ 慎吾さんの給与収入は550万円で、この給与収入のみである。
- ・ 美香さんの給与収入は80万円で、この給与収入のみである。

[慎吾さんの所得控除に関する事項]

- ・ 社会保険料控除 770,000円
- ・ 生命保険料控除 50,000円
- ・ 上記以外は人的控除のみである。なお、慎吾さんは、美香さんおよび恭介さんと生計を一にしており、障害者・特別障害者に該当する者はいない。

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超		220万円

<配偶者控除額の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額の早見表>

配偶者の 合計所得金額	納税者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

1. 95,000円
2. 130,500円
3. 168,500円
4. 206,500円

問 8

美香さんの叔父である鈴木さんは、以前より建物1棟を所有し、その全室を賃貸の用に供している。鈴木さんが2018年中に賃借人から受け取った家賃等の金額が下記<資料>のとおりである場合、鈴木さんの2018年中の不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、賃料等の収入時期については、所得税の原則的な取扱いにより計上するものとする。また、鈴木さんは下記<資料>に記載した家賃等以外には、不動産所得の総収入金額に算入すべき金額はない。

<資料>

フロア	用途	受け取った家賃の金額	当年末における未収金額(注1)	備考
1階	店舗	270万円	0円	(注2)
2～5階	住宅	630万円	8万円	(注3)

(注1) 賃借人とはすべて建物賃貸借契約を締結しており、その契約において家賃の支払日が定められている。未収金額とは、その年の年末までに支払日の到来した家賃のうち、その年末において未収となっているものをいう。なお、前年末における未収金額はなかった。

(注2) 受け取った家賃の金額のほかに、当年の契約開始に係る保証金200万円(契約開始時に20%を償却し、残額は退去時に返還する)の入金があった。

(注3) 受け取った家賃の金額のほかに、当年の契約開始に係る敷金7万円(全額退去時に返還する)および礼金7万円(全額返還しない)の入金があった。

1. 915万円
2. 947万円
3. 955万円
4. 962万円

問9

美香さんは現在、厚生年金保険に加入する会社員であるが、恭介くんの出産に係る産前産後休業を取得し、その後継続して現在に至るまで育児休業を取得中である。美香さんの休業や報酬月額などが下記<資料>のとおりである場合、美香さんの厚生年金保険料や標準報酬月額などに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

- ・ 2018年4月22日から同年7月28日まで産前産後休業を取得し、引き続き育児休業を取得、2019年5月31日まで休業する。休業期間に係る報酬は支払われない。
- ・ 育児休業終了後は職場に復帰し、厚生年金保険に加入しつつ短時間勤務で働きながら恭介くんを養育する。
- ・ 産前産後休業取得前の標準報酬月額：240,000円
- ・ 2019年6月から8月の各月に支払われる報酬月額（予定）：220,000円
- ・ 2019年6月から8月の各月に支払われた報酬の支払基礎日数は、すべて17日以上であるものとする。

[厚生年金保険標準報酬月額表（抜粋）] (単位：円)

等級	標準報酬	報酬月額	
	月額	以上	未満
13	190,000	185,000～195,000	
14	200,000	195,000～210,000	
15	220,000	210,000～230,000	
16	240,000	230,000～250,000	
17	260,000	250,000～270,000	

1. 美香さんの厚生年金保険料は、産前産後休業期間および育児休業期間ともに、事業主が所定の手続きを行うことにより免除される。
2. 美香さんの休業期間中は報酬が支払われないため、厚生年金被保険者の平均的な標準報酬月額の期間であるものとみなして、老齢厚生年金などの年金額が計算される。
3. 美香さんの標準報酬月額は、美香さんが事業主を経由して年金事務所に申し出ることにより、2019年9月から220,000円に改定される。
4. 美香さんが年金事務所に申し出たときは、恭介くんが3歳になるまでの間の各月について、標準報酬月額が240,000円を下回る月については240,000円であるものとみなして、老齢厚生年金などの年金額が計算される。

問10

美香さんは恭介くんが誕生したこともあり、慎吾さんに万一のことがあった場合のことを心配している。仮に、慎吾さんが厚生年金保険加入中に死亡した場合、死亡時点において美香さんに支給される遺族厚生年金と遺族基礎年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、慎吾さんの公的年金加入歴および年金額の計算式は、下記<資料>に基づくものとする。また、記載のない遺族年金の支給要件はすべて満たされているものとする。

<資料>

[慎吾さんの公的年金加入歴]

20歳 2002年6月	現在の会社に入社 2005年4月	死亡 2018年9月
▼	▼	▼
国民年金第1号被保険者 学生納付特例34月	厚生年金保険被保険者 161月 平均標準報酬額38万円	

[遺族厚生年金]

- ・ 年金額 = (①+②) × 3 / 4
- ① 2003年3月以前の被保険者期間分
平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 2003年3月以前の被保険者期間の月数
- ② 2003年4月以後の被保険者期間分
平均標準報酬額 × 5.481 / 1000 × 2003年4月以後の被保険者期間の月数

※被保険者期間の月数が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。
 ※年金額の計算に当たっては、計算過程および解答ともに円未満を四捨五入するものとする。

- ・ 中高齢寡婦加算額：584,500円

[遺族基礎年金]

- ・ 年金額：779,300円
- ・ 子の加算額：第1子および第2子 1人当たり224,300円
第3子以降 1人当たり 74,800円

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 遺族厚生年金 624,834円 | 遺族基礎年金 779,300円 |
| 2. 遺族厚生年金 624,834円 | 遺族基礎年金 1,003,600円 |
| 3. 遺族厚生年金 468,626円 | 遺族基礎年金 779,300円 |
| 4. 遺族厚生年金 468,626円 | 遺族基礎年金 1,003,600円 |

【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

木内将之さんは、現在、東京都内にあるホテルのレストランに勤務しているが、東京近郊にある実家で洋食店を営む父の健康状態がよくないことから、ホテルを退職して洋食店を継ぐことを考えている。そこで、今後のマネープランについて、FPで税理士でもある松尾さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2018年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
木内 将之	本人	1963年6月24日	55歳	会社員
紀子	妻	1963年8月9日	55歳	公務員
敬太	長男	1993年4月12日	25歳	無職・同居
絵梨	長女	1996年7月3日	22歳	大学生・同居

[木内家の状況]

- ・ 将之さんは、専門学校卒業後、ホテルのレストランに勤務し今日に至る。2018年中に退職して実家の洋食店を引き継ぐ予定である。
- ・ 紀子さんは、短大卒業後、市役所に勤務し今日に至る。今後も定年退職するまで勤務する予定である。

[木内家の年収（2017年分）]

- ・ 将之さん：給与収入 600万円（税込み）
- ・ 紀子さん：給与収入 800万円（税込み）

[住宅および住宅ローンの状況]

- ・ 住宅：持ち家（マンション）、時価2,200万円（土地・建物）
- ・ 住宅ローンの残債：約1,400万円（債務者は将之さん）

[その他の負債の状況]

- ・ なし

[将之さんの実家の状況]

- ・ 東京近郊の駅前商店街にある洋食店で、法人ではない。1階は店舗、2階の2戸は賃貸住宅として貸し出しており、現在満室である。3階には将之さんの両親が住んでいる。土地・建物は父の所有で、住宅ローンその他の負債はない。洋食店の経営は順調で、年商は約2,500万円である。

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計 1,600万円（時価）

名義	金融商品	残高
将之さん	定期預金	420万円
	財形貯蓄	180万円
	投資信託	200万円
紀子さん	定期預金	500万円
	外貨定期預金	50万円
	個人向け国債	250万円

問 1 1

将之さんは現在、企業型確定拠出年金に加入しており、退職後はその資産を個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という）に移換するつもりである。公務員の紀子さんも年内にiDeCoへの加入を検討しており、FPの松尾さんに相談をした。iDeCoに関する次の記述の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 将之さんが、企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した月の翌月から起算して（ア）以内に移換の手続きを行わなかった場合、年金資産は自動的に（イ）へ移換される。
- ・ 紀子さんは過去に確定拠出年金に加入したことがなく、55歳で初めてiDeCoに加入する場合、年間の掛金額の上限は（ウ）で、老齢給付金を受給できるのは（エ）からとなる。

1. （ア）6ヵ月 （イ）国民年金基金連合会 （ウ）144,000円 （エ）63歳
2. （ア）4ヵ月 （イ）企業年金連合会 （ウ）144,000円 （エ）62歳
3. （ア）6ヵ月 （イ）企業年金連合会 （ウ）276,000円 （エ）62歳
4. （ア）4ヵ月 （イ）国民年金基金連合会 （ウ）276,000円 （エ）63歳

問 1 2

将来のため資産運用を検討している将之さんは、金融商品取引の注意点についてFPの松尾さんに相談をし、「金融商品の販売等に関する法律」（以下「金融商品販売法」という）の内容について説明を受けた。下表＜金融商品販売法と消費者契約法＞の消費者契約法についての記述を参考に、金融商品販売法の表中で（***）とされている項目（保護の対象、法律が適用される場合、法律の効果、立証責任）について、300字程度で説明しなさい。

＜金融商品販売法と消費者契約法＞

項目	金融商品販売法	消費者契約法
適用範囲	金融商品に係る契約	消費者と事業者の間で交わされる契約全般
保護の対象	(***)	個人（事業者としてまたは事業のために契約の当事者となる場合を除く）
法律が適用される場合	① (***) ② (***)	① 重要な事項に関して誤認させた場合 ・ 事実と異なることを告げる ・ 不確実な事項について断定的な判断を提供する ・ 不利益な事実を故意に告げない ② 困惑させる行為 ・ 不退去 ・ 監禁
法律の効果	(***)	契約の取消し
立証責任	(***)	民法の原則どおり、原告に立証責任がある

問 1 3

将之さんの父の健三さんは現在、店舗兼自宅の建物の2階部分を賃貸しているが、将来建物を建て替えることを考えて、今後新規の入居者とは借地借家法の定期建物賃貸借契約（以下「定期借家契約」という）により賃貸することを考えている。定期借家契約に関する次の（ア）～（エ）の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）定期借家契約は、公正証書で行わなかった場合、無効となる。
- （イ）賃貸人は契約書とは別に、あらかじめ賃借人に対し、「契約の更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了する」旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- （ウ）賃貸借期間が1年未満の契約は、期間の定めのない賃貸借とみなされるため、定期借家契約としては成立しないが、普通借家契約としては有効に成立する。
- （エ）賃貸借期間が1年以上である定期借家契約において、その期間の満了により賃貸借を終了させる場合、賃貸人は期間が満了する1年前から6ヵ月前までの間に、賃借人に対して定期借家契約が終了する旨の通知をする必要がある。

問 1 4

紀子さんは医療保険に加入したいと考えており、持病や既往症がある人でも加入しやすい保険について、FPの松尾さんに相談をした。下記<資料>に関する次の(ア)～(エ)の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料：医療保険のパンフレット>

健康に不安がある方のためにできました！

簡単な3つの告知でお申込みいただけます！
充実の保障が一生続きます！

持病が悪化・再発した場合でも入院・手術を保障！	公的医療保険の対象とならない先進医療にも対応！	80歳までお申込み可能！(医師による診査不要)
-------------------------	-------------------------	-------------------------

4つの告知項目

●満20歳から満80歳の方で、以下の質問がすべて「いいえ」なら、お申込みいただけます。

告知項目1	今後3ヵ月以内に、入院または手術の予定がある。(入院または手術を医師に勧められている場合や医師と相談している場合を含む。)	いいえ	はい
告知項目2	過去5年以内に、以下の病気で医師の診察・検査・治療・投薬(薬の処方を含む)または入院・手術を受けたことがある。 ●ガン(悪性新生物・悪性腫瘍)、●上皮内ガン、●肝硬変 (いずれかの疑いがあると医師に指摘されている場合を含む。)	いいえ	はい
告知項目3	過去2年以内に、病気やケガで、入院したことまたは手術を受けたことがある。	いいえ	はい(※1)

(※1) 告知項目3が「はい」の場合でも、その内容によってはお申込みいただける場合があります。

4つめの告知でオプションを付加できます！

3大疾病支払日数無制限特則	限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約
---------------	----------------------

●この保険で保障される三大疾病とは下記のとおりです。
「ガン」、「急性心筋梗塞(※1)」、「脳卒中(※2)」
(※1) 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)
(※2) 脳血管疾患のうち「くも膜下出血」、「脳内出血」、「脳梗塞」

告知項目4	過去2年以内に、以下の病気で医師の診察・検査・治療・投薬(薬の処方を含む)または入院・手術を受けたことがある。 ●急性心筋梗塞、●再発性心筋梗塞、●くも膜下出血、●脳内出血、●脳梗塞 (いずれかの疑いがあると医師に指摘されている場合を含む。)	いいえ(※2)	はい(※2)
-------	---	---------	--------

(※2) オプションを付加しない場合、告知項目4は告知不要です。

- (ア) 紀子さんが過去5年以内に、「糖尿病の疑いがある」と医師に指摘されている場合でも、この保険に申し込むことができる。
- (イ) 紀子さんが過去2年以内にケガで手術を受けたことがある場合、この保険に申し込むことは一切できない。
- (ウ) 紀子さんが3大疾病支払日数無制限特則を付加する場合、告知項目1～3がすべて「いいえ」でも、過去2年以内に脳内出血の検査を受けたことがある場合は付加できない。
- (エ) この保険は無選択型保険である。

－17－

1級 実技試験(資産設計提案業務・2018.9.9)

問 15

将之さんは、実家の洋食店を引き継ぐ際は個人事業とし、所得税の確定申告については青色申告とする予定である。事業所得が生じる事業を営む個人の青色申告の申請（青色申告をしていた被相続人の事業を相続する場合を除く）および青色申告特別控除に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

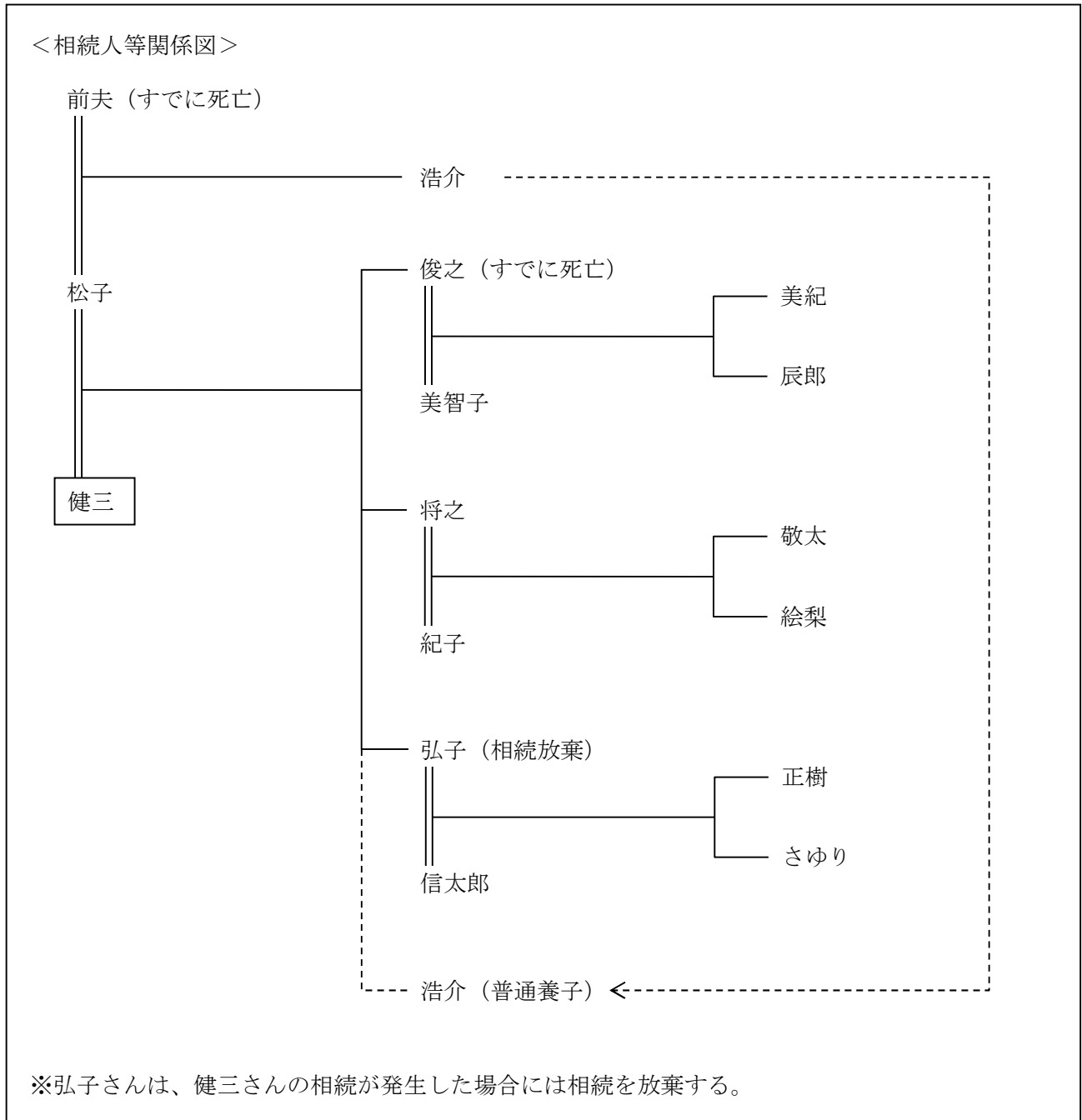
- ・ 新たに青色申告の申請をする場合、青色申告を始めようとする年の（ア）までに青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。
- ・ 1月16日以後に新規に業務を開始し、その開始の年より青色申告を開始しようとする場合、その業務を開始した日から（イ）以内に青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出することとされている。
- ・ 青色申告者である将之さんが、2019年1月から最高（ウ）の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、これに基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出するといった所定の要件を満たしていなければならない。

<語群>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 1月15日 | 2. 2月15日 | 3. 3月15日 |
| 4. 1ヵ月 | 5. 2ヵ月 | 6. 3ヵ月 |
| 7. 10万円 | 8. 38万円 | 9. 65万円 |

問 1 6

将之さんは、父の健三さんが経営する洋食店を引き継ぐに当たり、健三さんが亡くなったときの相続について、FPで税理士でもある松尾さんに質問をした。健三さんの相続に関する松尾さんの次の説明の空欄（ア）、（イ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。



「健三さんの相続が開始した場合、辰郎さんの民法上の法定相続分は、(ア)となります。健三さんの相続についての遺留分算定の基礎となる財産の価額が9,600万円だった場合、浩介さんの遺留分の金額は、(イ)となります。」

<語群>

- | | | |
|----------|----------|------------|
| 1. 6分の1 | 2. 12分の1 | 3. 16分の1 |
| 4. 600万円 | 5. 800万円 | 6. 1,600万円 |

問17

将之さんの友人の柏木さんは、2018年3月8日に死亡した父が所有していたゴルフ会員権を相続により取得した。このゴルフ会員権が下記<資料>のとおりである場合、柏木さんの相続税の課税価格の計算上、このゴルフ会員権の相続税評価額として、正しいものはどれか。

<資料>

2018年3月8日の取引価格(時価相場)	320万円
購入価格(2010年5月10日購入)	400万円
購入時の名義書換料	84万円
購入時の預託金	200万円

- ・ このゴルフ会員権は、取引相場のある預託金形態のものである。
- ・ 名義書換料は、購入価格に含まれておらず、退会時に返還されない。
- ・ 預託金は、購入価格および取引価格には含まれておらず、課税時期において、直ちに返還を受けることができるものである。

1. 424万円
2. 484万円
3. 520万円
4. 684万円

問 18

将之さんは、将来、父が所有する実家の土地と建物を相続する予定であるため、FPで税理士でもある松尾さんに、この土地の相続税評価額の試算を依頼した。実家の土地および建物が下記<資料>のとおりである場合、現時点におけるこの土地の路線価方式による相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例および記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

<p>[土地に関する事項]</p> <div style="text-align: center;"><p>土地 120 m²</p><p>← 250 C →</p></div> <ul style="list-style-type: none">・ 奥行価格補正率 1.00・ 借地権割合 70%・ 借家権割合 30%・ 下記建物の敷地の用に供されている。 <p>[建物に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建物は3階建てで、各階の床面積は全て同じである。・ 1階部分は、将之さんの父が個人事業として営む洋食店である。・ 2階部分の2戸については、第三者に適正な家賃で貸し付けている。・ 3階部分は、将之さんの父母が居住している。
--

1. 2,370万円
2. 2,580万円
3. 2,790万円
4. 3,000万円

問19

将之さんは現在、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）の被保険者であるが、実家の洋食店を引き継ぐため退職した後は、任意継続被保険者になることを検討している。協会けんぽの任意継続被保険者に係る下記＜資料＞の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

＜資料＞

〔任意継続被保険者制度〕

会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときは、次の1および2の要件を満たしている場合、ご本人の希望により継続して被保険者となることができます。

1. 資格喪失日の前日（退職日）までに継続して（ア）以上の被保険者期間があること
2. 資格喪失日から（イ）以内に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

任意継続被保険者として加入できる期間は、（ウ）です。

保険料は、退職等された時の標準報酬月額（上限は28万円）によって決定されます。事業所に勤務されていた時は、被保険者と事業主の折半で保険料を負担していましたが、任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となります。

（出所）協会けんぽホームページ掲載の資料に基づき作成

＜語群＞

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1. 2ヵ月 | 2. 6ヵ月 | 3. 1年 |
| 4. 7日 | 5. 14日 | 6. 20日 |
| 7. 1年間 | 8. 2年間 | 9. 3年間 |

問 20

将之さんは現在、厚生年金保険に加入しているが、実家の洋食店を引き継ぐため退職すると国民年金にのみ加入することになり、退職しない場合と比べて老齢年金の受給額が少なくなるのではないかと心配している。下記<資料>に基づき、2018年9月30日に退職した場合に将之さんが受け取ることができる老齢厚生年金の報酬比例部分の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[将之さんの公的年金加入歴]

20歳 1983年 6月	就職 1984年 4月	2003年 4月	退職 2018年 9月
(省略)	厚生年金被保険者228月 平均標準報酬月額30万円	厚生年金被保険者186月 平均標準報酬額50万円	(省略)

[老齢厚生年金の報酬比例部分=①+②]

① 2003年3月以前の被保険者期間分
平均標準報酬月額×7.125/1000×2003年3月以前の被保険者期間の月数

② 2003年4月以後の被保険者期間分
平均標準報酬額×5.481/1000×2003年4月以後の被保険者期間の月数

※年金額の計算に当たっては、計算過程および解答ともに円未満を四捨五入するものとする。
※老齢厚生年金の繰上げ受給および繰下げ受給は行わないものとする。

1. 997,083円
2. 1,022,409円
3. 1,037,525円
4. 1,118,090円